

教員養成に関する近年の政策動向について

✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。

✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(平成27年12月中央教育審議会答申)

教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

教職課程に新たに加える内容の例

【単位化】・特別支援教育 ・外国語教育

【必修内容として明確化】・ICTを用いた指導法 ・道德教育の理論 ・学校体験活動
・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に
立った授業改善 ・カリキュラムマネジメント ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携
・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用（平成30年の全大学の課程認定から活用）
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

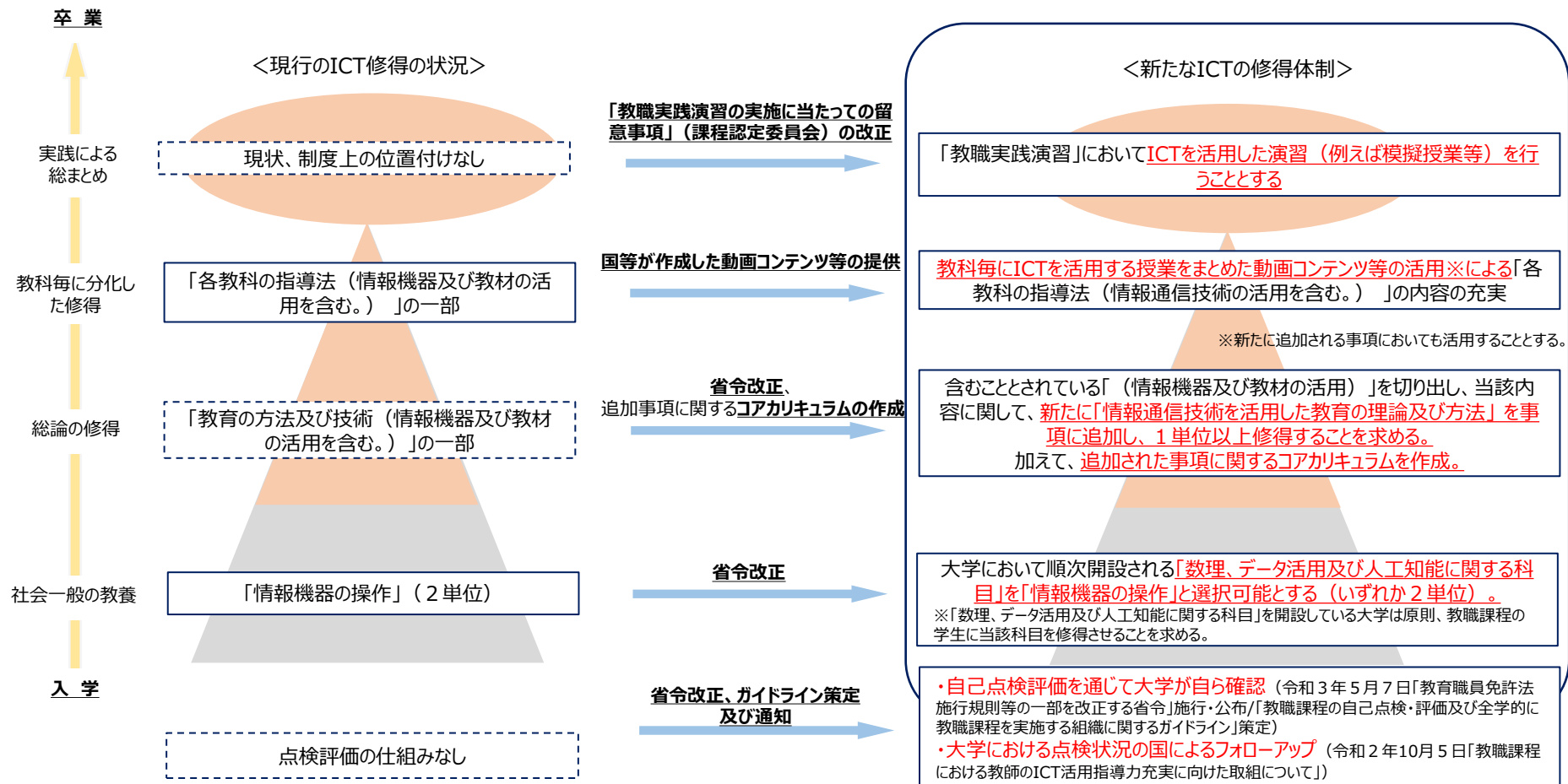
教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

教職課程における I C T 活用に関する内容の修得促進に向けた取組



＜今後のスケジュール＞

The diagram is a horizontal timeline with a black line and vertical tick marks. Above the line, three dates are marked: 令和2年10月 (October 2022), 令和3年4月 (April 2023), and 令和4年4月 (April 2024). Below the line, four stages of preparation are indicated by colored arrows: 1. 国 (National) in green, labeled '教員養成部会での議論' (Discussion in the Teacher Education Committee), spanning from October 2022 to April 2023. 2. 国 (National) in green, labeled '省令の改正及びコアカリキュラムの作成' (Revision of the Ministerial Order and creation of the Core Curriculum), spanning from April 2023 to April 2024. 3. 大学 (University) in yellow, labeled '授業科目の整備' (Preparation of courses), spanning from April 2023 to April 2024. 4. 大学 (University) in yellow, labeled '教職課程等の開始' (Start of teacher education courses, etc.), spanning from April 2024 onwards. A red arrow points to the end of the yellow arrow for '授業科目の整備' at the April 2024 mark, with the text '令和3年度末 大学からの届出' (Notification from universities at the end of fiscal year 2023) below it.

国 →

大学 →

令和2年10月

令和3年4月

令和4年4月

教員養成部会での議論

省令の改正及びコアカリキュラムの作成

授業科目の整備

教職課程等の開始

令和3年度末
大学からの届出

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- 公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- 国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実
- 教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発

3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

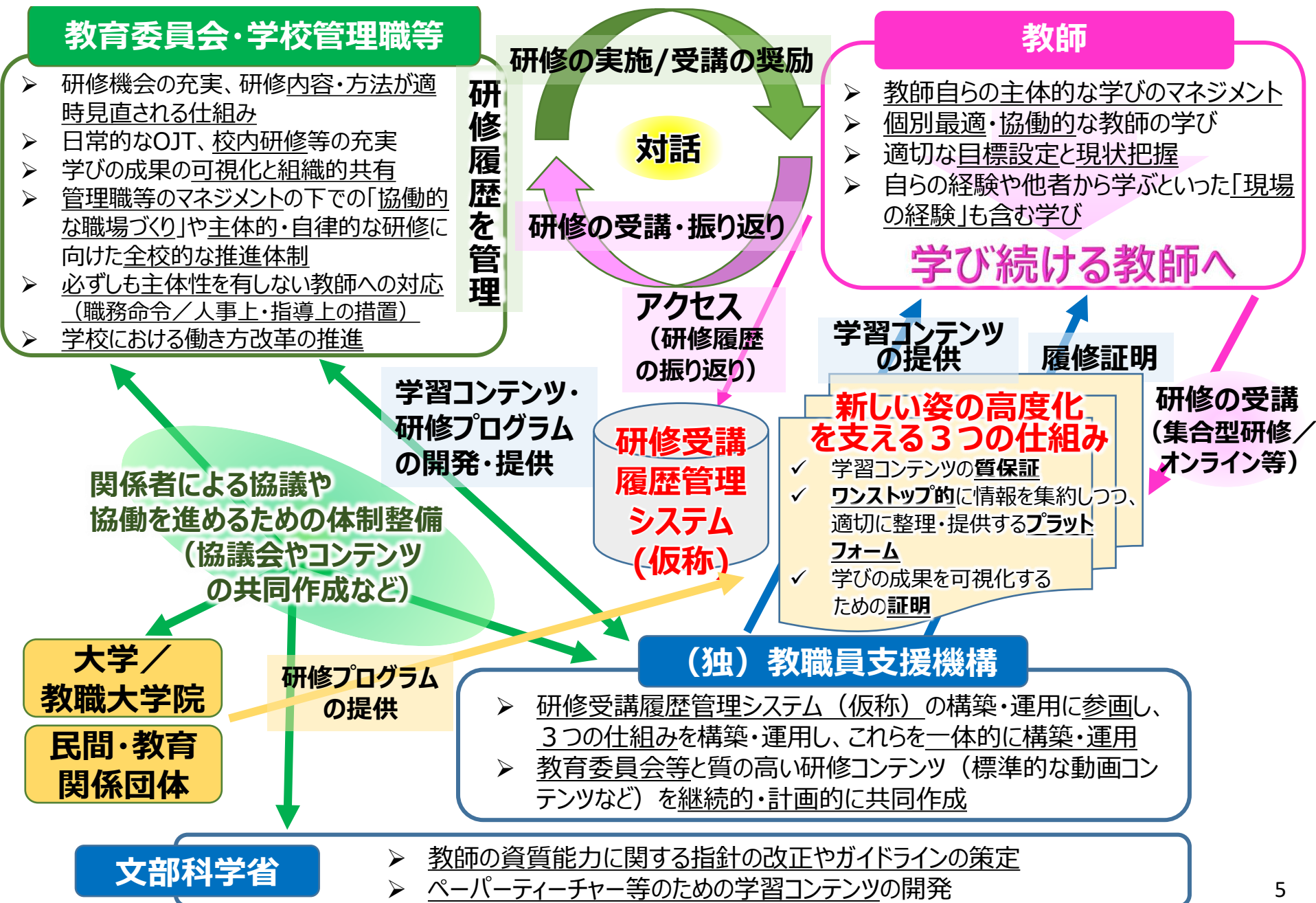
- 研修履歴を管理する仕組みの高度化
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- 新しい姿の高度化を支える3つの仕組み
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- 教職員支援機構の果たすべき役割
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

- 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、
- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
 - ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
 - ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
 - ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
 - ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。**

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



I. これまでの議論の整理

教師個人と学校組織

新たな教師の学びについて

学校管理職に求められる役割

多様な専門性を有する質の高い
教職員集団を構成する人材の育成

II. 検討の方向性

養成

教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し

教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用

教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進

採用

教職への志望動向に関する実態把握

人物重視の多面的な採用選考

教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方

効果的・効率的な教員採用選考試験の実施

社会人等の登用促進

特別免許状制度の改善、特別非常勤講師制度の改善、教員資格認定試験の見直し等

研修

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化

新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備



「基本問題小委員会」において専門的な議論を深め、令和4年夏頃までを目途に一定の結論を得る

教員養成フラッグシップ大学構想について

1. 教員養成フラッグシップ大学の役割

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引するため、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等

2. 公募・指定の方法

- 文部科学省が定める「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題に基づき公募（別紙）
- 大学からの申請に基づき、教員養成部会の下に設置された教員養成フラッグシップ大学推進委員会において、①全学体制、②教育研究計画・構想、③教員養成及び教育研究の実績、④成果等の普遍化・発信・共有等の観点から総合的に審査
- 教員養成の優れた実績及び構想を有するものを文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が指定した大学（学部段階）において、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって、教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とする【教育職員免許法施行規則の改正】
- 指定した大学の教職大学院において、告示※に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする

※ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第五十三号）

4. 新たな教職課程のモデル開発への参画

- 指定大学は、文部科学省、国立教育政策研究所、教職員支援機構、有識者等からなる教員養成フラッグシップ大学推進委員会に参画、取組の効果に関するエビデンスを提供し、専門的知見に基づくアドバイスを受ける
- 指定大学は、推進委員会で行われる評価・検証への参画を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力すること

5. 指定期間・成果の検証

- 指定期間は5年間とし、成果を踏まえて継続を可能とする
- 教員養成部会において特例対象大学の取組の成果を把握し、必要に応じ、教職課程に係る制度改正の検討に反映

6. スケジュール

- 大学からの申請（令和3年8月～11月）→評価・選定（令和3年11月～令和4年2月）→指定（令和4年2月）→取組開始（令和4年4月）

教員養成フラッグシップ大学構想の推進体制と成果の展開イメージ

教員養成フラッグシップ大学 推進委員会

大学、民間事業者、教育委員会・学校現場、文部科学省、関係機関、有識者の協働により
「令和の日本型学校教育」を担う教員養成システムを実現

推進委員会の具体的役割（例）

- ・ 取組の効果検証のための共通の枠組みの提示
- ・ 中教審特別部会における検討状況を踏まえたアドバイス
- ・ エビデンスに基づく取組のフォローアップ・効果検証
- ・ 指定大学の構想・取組事例・成果等の戦略的発信

教員養成フラッグシップ大学 (指定大学)

民間事業者

教育委員会・
学校現場等

中教審

「令和の日本型学校教育」を担う 教師の在り方特別部会

教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討

検討事項

- ・ 教師に求められる資質能力の再定義
- ・ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方
- ・ 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
- ・ 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

資質能力・教職課程等
の見直しの検討状況を
情報提供

先導的な取組みの効果の
エビデンスを提供

教職課程の特例により

弾力的なカリキュラム編成が可能
※教職課程単位の約4割（学部）、2割（教職大学院）を大学独自に設定が可能

◆ 指定大学に求められる取組

- ・ 指定大学と民間事業者・関係機関等が協働して先導的なプログラムを開発
- ・ 優れた研究・人材育成拠点として先導的プログラムを全国的に展開する仕組みを構築

- ・ 指定大学の教職課程の大胆な見直しや高度なカリキュラムマネジメントを通じ新たな教職課程のモデルを提示

- ・ 教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を作成

◆ 成果の展開のイメージ

最先端のプログラムを複数大学で展開、全国的な教員養成の充実・高度化に貢献
成果の普遍化による社会の新たな価値創造へ貢献

コアカリキュラム・教職課程
の見直しに貢献

教員養成大学・学部、教職大学院の組織の再編、
大学間の連携等を促進

全大学共通の重点課題

フラッグシップ大学推進委員会において指定大学全体の取組をフォローアップ

変化が激しく予測困難な時代に対応するための学習観・授業観の転換を担う教師の育成

児童生徒が自ら調整しながら粘り強く学習に取り組む過程を支援する視点に立ち、他者と協働しながら省察的実践に取り組み続けることを通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を先導する教師を育成すること

※指定大学に求められる取組：

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師として望ましい資質・能力について、**教員養成段階を通じて達成すべき目標を設定**
- **学習観・授業観の転換を担う教師の育成のためのプログラム開発**
 - **学習者（子供）中心の授業デザイン・学習活動デザイン**についての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
 - **学習科学に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）**を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
 - **学習者（子供）中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）**
 - **教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメント**の資質・能力の育成
 - 学校現場における**教育データサイエンスの活用やSTEAM教育**を先導する人材の育成
 - 障害のある児童生徒（ギフテッドを含む）、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒等、**多様な子供への理解・対応力**
 - 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討
- オンライン講義の活用等により**先導的プログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム**等の構築
- 教員養成に関わる**大学教員のFD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施**
- 取組を通じた学生の資質・能力の習得の状況の把握、取組の効果についての**エビデンスに基づく評価の実施**
- フラッグシップ大学推進委員会における「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発への協力**

◎各指定大学は、**重点課題に含まれる要素を組合わせた独自の領域（テーマ）を設定し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を提案**

※求められる要件

- ✓ **民間事業者・他大学・関係機関等との連携**により実施され、**人的・資金的リソースの提供等**、連携先との協力関係が明確であること
- ✓ 当該領域（テーマ）において求められる**人材像と人材育成の具体的な目標**が設定されていること
- ✓ 当該領域（テーマ）に関する**優れた研究開発構想**を有すること（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）
- ✓ 構想を実現するための十分な**教育・研究基盤**があること（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）
- ✓ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の**成果を全国的に展開する仕組みの構築**